

【別紙】

2024年度（令和6年度）入学料免除・徴収猶予制度について

注意事項

1. 入学料免除・徴収猶予申請をする方は、※「入学料免除・徴収猶予事前申請願」を他の入学手続き書類と共に本学へ提出してください。大学院生については、授業料免除等申請システム（入学予定者サイトからアクセス可）上で提出してください。結果が発表されるまで入学料を納入しないでください。
 2. 【学部生のみ】**高等教育の修学支援新制度**の申請資格を有する者で、日本学生支援機構給付奨学金の採用候補となった者（予約採用）又は入学後に同奨学金を申請する予定の者（在学採用）は、入学料を納入せずに、必ず※「入学料免除・徴収猶予事前申請願」を提出し、入学後に必要な手続きを行ってください。
- ※「入学料免除・徴収猶予事前申請願」は本学ホームページからダウンロードしてください。
([京都大学ホームページ](#) ホーム>教育・学生支援>経済支援>高等教育の修学支援新制度について)

入学料免除・入学料徴収猶予制度の概要

1 申請対象者（各制度の該当者ごとに示す条件のいずれかを満たす者）

（1）入学料免除制度

【学部生】

○日本人等学生（注1）で**高等教育の修学支援新制度**（注2）の申請資格を有する者（注3）

- ①高等学校等在籍時に日本学生支援機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い採用候補者となった者
- ②本学入学後に日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」の申請を行う者

○下記申請資格を有する者（注4）

入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

（※留学生は、この資格での申請は不可）

【大学院生】

- ①経済的理由によって入学料の納入が困難であると認められる者
- ②入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

（※留学生は、②での申請は不可）

注1. 日本国籍を有しない場合であっても、在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の学部学生は申請可能です。

注2. 高等教育の修学支援新制度の詳細は、文部科学省・日本学生支援機構ホームページで確認してください。

注3. 編入学前の大学等において、本制度による入学料減免を過去に受けている場合、京都大学での入学料は減免されません。

注4. 本申請資格を有し、かつ、**高等教育の修学支援新制度**における給付奨学金の申請資格を有する者は、同奨学金への申請も行ってください。

（2）入学料徴収猶予制度

【全学生対象】

- ①経済的理由によって入学料の納入が困難であると認められる者
- ②入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

（※留学生は、②での申請は不可）

2 申請手続

- （1）振込金受付証明書貼付台紙の該当箇所にチェックを付け、「入学料免除・徴収猶予 事前申請願」を入学手続き書類と併せて提出してください。
- （2）その後の手続については本学ホームページ（ホーム>教育・学生支援>経済支援>授業料の免除/入学料の免除と徴収猶予）を確認してください。

3 問い合わせ先

京都大学教育推進・学生支援部学生課奨学掛（総合研究10号館1階）

電話 075-753-2532 開室時間 9:00~17:00（土・日・祝日を除く）